

簡食火使用承認申請書

× 施設番号
× 受理年月日

昭和22年12月24日

福岡道庁庶務局長

専 任 重 申 書

申請者 共同石灰炭業株式会社日吉炭坑所

炭坑代理人 梅 田 鐵 雄

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田224番地

石灰炭業会館化臨時措置快席27条の4の規定により下記の
とおり簡食火の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 炭坑権者または租炭権者の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
- 2 炭坑権または租炭権の登録番号
福岡県炭業登録第1272号
- 3 炭区または租炭区の所在地
福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市
- 4 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭坑 大 谷 坑

エ 諸費支を従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
採炭作業	右二片	採炭作業に伴う 本炭坑内作業
仕組作業	本坑及隣坑部	
運搬作業	本 坑	

カ 諸費支を従事せようとする期間

昭和○○年○月○日より昭和○○年○月○日迄の

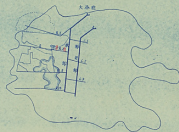
△ヶ月間

キ この作業に従事せようとする諸費支の人数

作業の種類	人 数	備 考
採炭作業	△人	
仕組作業	△人	
運搬作業	△人	

大谷坑底内圖

5. $\frac{1}{5000}$



[illegible]

註 4 項口欄は30が承認された場合の総賛成票数である。

4 項は欄は国が承認された場合の常備兵数である。

請食共使用承認申請書

× 登録番号

× 受理年月日

昭和 27 年 〇 月 10 日

福岡道南産菜局長

専 攻 宣 告 書

申請者 共同石炭鉱業株式会社日吉鉱業所

鉱業代理人 柳 田 稔

住 所 福岡県高橋郡高橋町大字才田 444 番地

石炭鉱業合期化臨時措置法第 27 条の 4 の規程により下記の
とおり請食共の承認を受けたいので申請します。

記

1 鉱業権者または租鉱権者の氏名または名称

共同石炭鉱業株式会社

2 鉱業権または租鉱権の登録番号

福岡県採掘権登録第 1272 号

3 鉱区または租鉱区の所在地

福岡県高橋郡高橋町、高橋町、山田市

4 石炭鉱山および石炭坑の名称

日吉炭坑 海軍八尺坑

エ 難食夫に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕繕作業	本邦 群気部	

カ 難食夫に従事せようとする期間

昭和マ年×月×日の日より昭和マ年マ月×日の迄
のマヶ月

ク マの作業に従事せようとする難食夫の人数

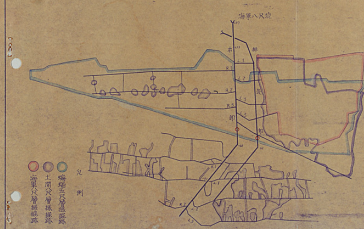
作業の種類	人 数	備 考
仕繕作業	×人	

備 考

マ年ノ月×日附、ママ福通新聞第××号にて承認すみ
作業の継続の為、期能延長を申請する。

海軍八尺坡 剖面圖

1/1000



品名	数量	単位	備考
石炭	1278	kg	

申請書

昭和38年12月24日

全通課

請買夫使用の承認書

日吉炭鉱
代表人

樋田義雄 殿

38通炭票第 30 号

昭和 38 年 1 月 20 日

福岡通商産業局長

琴坂重幸

石炭鉱業合理化臨時措置法オオ7条の2の規定により

昭和 38 年 12 月 24 日申請のあった 樋田 様炭票

1278号に於る 日吉 炭鉱 消費入炭における請買

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請買炭票の種類 炭票。10 枚
2. 作業の場所 炭票へ石炭、石炭、石炭輸入炭
3. 請買炭票に従事する人員 炭票-6名 炭票-4名
4. 請買炭票の期間 炭票へ承認。日 17 6ヶ月
炭票へ承認。日 17 7ヶ月

④
曹食共使用承認申請書

×登録番号

×受理年月日

昭和³⁷年⁷月¹⁴日

新潟県産物局長

琴 坂 重 幸 殿

申請者 共同石灰炭業株式会社日吉炭礦所

鉱頭代理人 海 田 鶴 雄

住 所 新潟県高田郡高田町大字才田²²⁴番地

石灰炭業会商化臨時措置法第²⁷条の²の規程により下記の
とおり曹食共の使用の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 鉱頭名または鉱頭権者の氏名または名称
共同石灰炭業株式会社
- 2 鉱頭名または鉱頭権者の登録番号
新潟県炭礦登録第¹²⁷²号
- 3 鉱区または採炭区の所在地
新潟県高田郡高田町、高田町、山田町
- 4 石灰炭山および石灰坑の名称
日吉炭坑 面積八尺貫

エ 消費食を従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
製造作業	左三片二片延 左二片及右二片 海八能入延	海八能入延 左二片二片延 右二片二片延
仕組作業	本館 排気部	
運搬作業	本館	

イ 消費食を従事せようとする期間

昭和ノ年ノ月ノ日より昭和ノ年ノ月ノ日迄

ノ月迄

昭和ノ年ノ月ノ日迄

ノの作業に従事せようとする消費食の人数

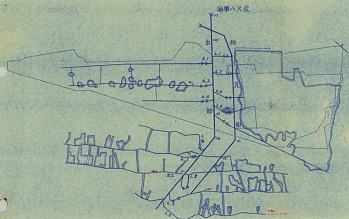
作業の種類	人 数	備 考
製造作業	ノ人	
仕組作業	ノ人	
運搬作業	ノ人	

備考

昭和ノ年ノ月ノ日迄 消費食を従事せようとする期間に
て承認済み作業の継続の為、
期間延長を申請する。

海軍八尺虎 京内圖

5-1/1000



昭和 年 月 日

申請人	申請書	審査書	決定書	手数料	収入印紙
				19.4.30	

出願

請負夫使用の承認書

39 福産炭業斗 / 22 号

共同石炭炭業 (株)
石炭炭業 代表取締役
梅田 敏夫 殿

昭和 39 年 4 月 27 日

福岡通商産業局長

琴坂 重幸

石炭鉱業合煙化臨時措置法計57条の2の規定により

昭和 39 年 4 月 10 日申請のあった福岡 株炭斗

1278 号に係る 旧 意 炭鉱海軍八八炭における請負

夫の使用は下記のとおり承認する。

記

1. 請負作業の種類 仁保
2. 作業の場所 赤町、排乳町
3. 請負作業に従事する人員 4人
4. 請負作業の期間 水曜日より3ヶ月

厨食炭使用承認申請書

× 登録番号

× 受理年月日

昭和 27 年 2 月 20 日

福岡通商産業局長

尊 氏 宣 諭 殿

申請者 共同石炭鉱業株式会社 日吉炭礦

鉱業代理人 梅田 晴 雄

住 所 福岡県基山郡高瀬町大字才出 1-1-1 番地

石炭鉱業合理化臨時措置法第 27 条の 4 の規程により下記の
とおり厨食炭の承認を受けたいので申請します。

記

- 1 鉱業組合または鉱業組合の氏名または名称
共同石炭鉱業株式会社
- 2 鉱業組合または組織者の登録番号
福岡県炭礦組合登録第 1272 号
- 3 鉱区または組織区の所在地
福岡県基山郡高瀬町、高瀬町、山田町
- 4 石炭鉱山および石炭坑の名称
日吉炭坑 御軍八尺坑

3 養食夫に従事せようとする作業の種類および場所

作業の種類	場 所	備 考
仕繕作業	本館 排気部	

4 養食夫に従事せようとする期間

昭和⁷年¹⁷月¹⁰日より昭和¹⁰年¹⁰月²⁶日迄
の¹⁰ヶ月

5 この作業に従事せようとする養食夫の人数

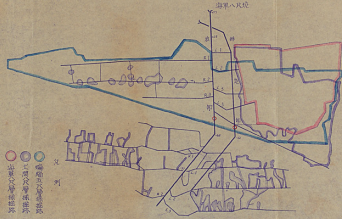
作業の種類	人 数	備 考
仕繕作業	4人	

備 考

昭和7年1月10日附、27福通民衆第20号にて承認する
— 作業の継続の為、期間延長を申請する。

案1の27年1月20日附 27福通民衆第20号
案2の27年4月17日附 27福通民衆第125号
にて承認する。作業の継続の為、
期間延長を申請する。

海軍八尺壇 竈内圖

 $\lambda = 1/2000$ 

請負夫承認申請に係る副申請

1. 炭鉱名および石炭坑名	日吉炭坑							最寄入代
2. 鉱業権者または前炭権者名	炭岡白炭坑業権株式会社							
3. 最近の出炭状況	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
出炭量	14,172	14,773	14,773	14,773	14,773	14,773	14,773	
4. 状況	現在使用している請負夫数 (人)	現在使用中の常勤夫数	今期申請中の常勤夫数	請負夫使用員数	請負夫比率 (%)	現在使用中の常勤夫数	現在使用中の常勤夫数	現在使用中の常勤夫数
炭坑	102	102	10	117	77	102	102	102
請負夫	2	116	2	137	14	2	2	2
炭坑	1	13	1	16	63	1	1	1
炭坑	8	60	12	63	113	8	8	8
炭坑	9	52	12	71	113	9	9	9
炭坑	26	353	30	404	67	26	26	26
炭坑	108	263	78	266	27	108	108	108

5. 今回請負夫を使用する理由と自働の請負夫の見直しおよびこれに対する石炭事務所の意見

6. 最近6ヶ月間の管内労働者雇用状況

(労働者雇用状況)

7. (1) 申請炭坑において

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

炭坑

注 4. 炭坑間は30が承認された場合の炭坑夫数である。

炭坑間は30が承認された場合の炭坑夫数である。

炭坑間は30が承認された場合の炭坑夫数である。

組夫実態調査

共同労務組合
日吉事業所

労働者数

年 月 別	期 別	内 勤 労 務 者										異 欠	傷 病 夫	請 假 夫	合 計
		直 接 大 夫					間 接 大 夫								
		検 査	指 導	仕 理	定 検	計	検 査	指 導	仕 理	定 検	計				
37年3月末	112	20	42	5	232	52	272	135	20	20	322	12	20	72	325
38年3月末	96	102	42	8	240	52	272	132	20	20	322	22	20	72	366
38年7月末	107	71	25	8	251	62	215	102	20	20	322	28	20	80	375
38年12月末	111	102	27	10	231	71	252	106	10	20	322	25	20	72	380
39年2月末	100	110	27	8	255	70	225	101	102	20	322	25	12	72	375
40年3月末	117	112	21	8	252	82	272	142	110	20	322	25	4	5	360

2 職員労働者内訳

年 月 別	内 勤 大 夫						間 接 大 夫	合 計
	検査	指導	仕 理	定 検	其 他	計		
37年3月末	8	10	11	5	4	38	11	72
38年3月末	8	28	12	6	11	65	12	72
38年7月末	4	27	12	6	11	57	12	80
38年12月末	4	10	7	4	5	30	12	42
39年2月末	2	10	8	1	2	13	8	22
40年3月末								5

3 職員大作業状況

内 容	内 勤 大 夫						間 接 大 夫	合 計
	検査	指導	仕 理	定 検	其 他	計		
第8期	6	4		6	16	32	20	37年3月20日
第8期	4			4	4	12	12	37年2月14日
一般	2	4	1	2	9	18	10	6月
計	2	10	8	1	21	42	30	6月

一般検査は内勤には主要検査区域の検査したものを一般検査の実績に伴う

本組合に引の関連作業、その期間も37年7月まで続いた。200名/月 予定

4 職員減着

会社（日吉事業所）直轄
日新地下工務株式会社
第二日吉炭坑上田 吉秀
山田 健太郎（第8期、一般）
（第8期、一般）



38 瑞通炭料 152号

昭和38年12月26日

日吉 炭鏡長殿

瑞通炭料 炭鏡長殿

石炭

諸君大の愛用に関する承知について

貴鏡は昭和38年7月1日現在、石炭鏡業合理化臨時措置法施行規則第7条に定める作業(炭・薪炭・炭粉・炭粉)に諸君大を使用されているが、この諸君大の使用は石炭鏡業合理化臨時措置法第7条の2の規定により、通商産業大臣の承認を必要とし、

同法付則により、本件承認申請は昭和39年1月14日迄、認可期間を認められているが、引続き諸君大を使用する場合は、早急に申請されるよう、念のためお知らせします。

石 川 才 781 号

昭和38年

福岡

通商産業省 税

通商産業省 税

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和30年法律第105号）

承認制度の運用について

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和30年法律第105号）

同法第10条の規定による承認については、下記の点に留意

して、その所屬な実施を促すこととする。

記

一 承認の基準

次の各号の一に該当する採掘者の使用については承認しないものとする。

(1) 採掘作業の実績、採掘計画の進行に伴う採掘量、社会

採掘者等経済的な採掘についての調査等の使用であり、

かつ、その使用によって、石炭鉱業における採掘者に

採掘者を使用する権利が一般的なものとなり、また該一

般的なものとして認められるとき。



なつた位と考えられるので、一般的には承認すること
かてゐる。

エ 承認の発給

申請に対する承認または不承認の処分を決定したとき
は、速急に、様式サノ、または様式サ乙の通知書を申請
書に添付するものとする。

カ 取 扱

許可の承認および不承認の処分決定については、翌月の
末日までに様式サ乙の報告書を支局長に送付するもの
とする。

総務課 丁様と陸上隊との
協定書

様式ノ

×

請負夫使用の承認書

番 号

年 月 日

殿

通商産業局長

印

右吳鉸業の理化品時価置法ヲ業のこの規定にヨリ却却

年 月 日申請のつた 業 番号

に於て 業 状における請負夫の使用は下記の
に於て承認する。

記

- ノ 請負作業の種類
- ニ 作業の場所
- ヲ 請負作業に従事する人員
- メ 請負作業の期間

備考 用紙の大きさはB5とする。

(10)

とにより 通商産業局長に委任することとする。

第八章 罰則

第八十四条 次の各号の一に該当する者は、改正年次の懲役又は十万円以下の罰金に處する。

一 第五十七条の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けずして、
二 五十九号の二の規定による通商産業大臣の承認を受けずして、
三 五十九号の二の規定による通商産業大臣の承認を受けずして、
とある。

五十九号の二 説明会

石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく採炭法に
請負夫の使用の承認制度関係法令抜粋

(四) 石灰穩定土合壓化臨時措施應行規則按辦

(請買主の使用の承認)

第二十一条 遼東五十七条の二の通商産業密令に定むる収奪の脱換は、次のとおりとする

延遲作業

謀是作意

遲敬叔

吐露係案

十二果法

讀賣文庫

諸君大鑒

* 1 4 5

卷五十五

是て、適西

十、糸の二

又三

—

144

昭和33年9月23日

福岡通産産業局

局長 早 坂 重 幸 殿



中0123日

局長

日本石炭協会九州支部
支部長 小 島 貞 利
北九州石炭鉱業会
会 長 美 内 礼 蔵
西九州石炭鉱業会
会 長 植 田 剛
九州石炭鉱業聯盟
専務理事 小山田 昌 勝

※ 今 現 在

坑内請負夫の使用承認に関する要望

今次坑内請負夫の規制措置の背景ををしている炭鉱調査団の答申
当時と現状とでは、炭鉱労働事情は著しい変動を示していること
は、既に御承知の通りであります。

すなわち、現状では不安定な炭界事情を反映して、炭鉱労働者の
大量離山が相次いでおり、これが補充は困難を極めてゐる。従つ
て生産の維持確保のため請負夫の使用は重要な問題となつてゐる
現物に鑑み、之が規制については以下の要望事項を考慮し実際に
即応する如く慎重を期せられ、御配慮力をお願い申し上げます。

此 啓

炭団〇〇〇〇

以 上

- 1 炭鉱坑内夫の減少状況は社年にして技術に熟練する直接夫の自己退職が大部分をしめている現状であり熟練者の短期間の養成は不可能に近いものであります。

亦坑内熟練夫の採用は非常に困難な状況下にあります 一方請負業者には坑内作業に熟練せる者を集めたものが多い現状に鑑み合理化の途上にある炭鉱の経緯を考慮されて労組が了解した場合は経常的な作業についても認可される様を願いたします。

- 2 昭和7年7月15日以降に請負作業に従事させた場合も1月1

4日迄適要しない様に運用されたい。

- 3 作業の種類により請負使用期間3ヶ月、6ヶ月となつてゐるためその届出申請のことあるが当初申請をする場合に作業計画書及び図面等を提出するので再申請の場合は手続を簡単になされたい。

- 4 提出申請書は作業ヶ所別に提出とあるが原則として坑口別又は区域別請負者別に提出する程度にされたい。

- 5 保安上必要な維持坑口（生産は中止）の仕掛作業、排水作業等は請負作業とされたい。

- 6 請負組夫で一時的（一定期間）採炭作業を認めて欲しい。

- 7 大区域の撤収の場合その規模期間については特別に考慮されたい。

- 8 撤収区域は一卸と限定せず小区域にても認可されたい

- 9 スクラップ山で労組の了解あれば請作業につき寛大な運営をして欲しい。

10 手 続 関 係

- (1) 図 面 簡単なものにされたい。
(2) 認 可 短期間で認可されたい。
(3) 附帯作業 主作業の一部に含めてもらいたい。

石炭飲業合理化臨時措置法に基づき

請負夫の使用の承認制度関係法令依據。

1938.8.9

【 石炭鉱業合理化臨時措置法投標

(請負夫の使用の承認)

オ五十七条の二 鉱業権者又は租鉱権者は、石炭鉱山の坑内における作業であつて通商産業省令で定める種類のものにその使用人以外の者（以下「請負夫」という。）を従事せしめようとするときは、その作業の種類、従事せしめようとする期間その他の通商産業省令で定める事項を定めて通商産業大臣の承認を受けなければならない。ただし、当該鉱山における保安を確保するため緊急の必要があるときはこの限りでない。

(承認の基準)

オ五十七条の三 通商産業大臣は、前条の承認の申請があつた場合において、その申請に係る期間が作業の種類別に通商産業省令で定める期間をこえず、かつ、その申請に係る作業に請負夫を従事させることにより石炭鉱業合理化基本計画の実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは前条の承認をしなければならない。

(権限の委任)

オ八十三条の二 この法律の規定により通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長に委任することができる。

オ八章 罰 則

オ八十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一

三

四 オ五十七条の二の規定による通商産業大臣の承認を受けず、又はその承認を受けるところによらないで請負夫を作業に従事せしめた者

附 則（昭和三十八年七月十五日）

一 この法律の施行の原現にオ五十七条の二に規定する作業に請負夫に従事させている鉱業権者又は租鉱権者が引き続き当該作業に当該請負夫に従事させる場合には、この法律の施行の日から六月間は、同条の規定は適用しない。その者がその期間内に当該作業に当該請負夫に従事させることについて同条の承認の申請をした場合において、承認又は承認の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

【 石炭鉱業合理化臨時措置法施行令投標

(権限の委任)

オ十二条 法オ五十四条 オ五十六条オ一項 オ五十六条オ二項において準用する鉱業法（昭和二十五年法律オ二百八十九号）オ四十二条法オ五十七条の二 オ六十八条の九オ一項 オ七十七条 オ七十九条及びオ八十条オ一項の規定に基づく通商産業大臣の権限は、通商産業局長に委任されるものとする。ただし、通商産業大臣が法オ六十八条の九オ一項 オ七十九条及びオ八十条オ一項の規定に基づく権限を自ら行なうことを妨げない。

円 石炭鉱業合理化臨時措置法施行規則抜粋

(請負夫の使用の承認)

オ二十一 条 法五十七 条の二の通産 業省令で定める作業の

種類は、次のとおりとする。

一 掘進作業

二 採炭作業

三 運搬作業

四 仕組作業（坑道および坑内の板柱等の補修作業をいう。）

オ二十二 条 法五十七 条の二の通産 業省令で定める事項は次のとおりとする。

一 請負夫に従事させようとする作業の種類および場所

二 請負夫に従事させようとする期間

三 オー号の作業に従事させようとする請負夫の人数

オ二十三 条 法五十七 条の二の承認を受けようとする者は、様式オ四による申請書、説明図を添えて、通産 業局長に提出しなければならない。

オ二十四 条の二 法五十七 条の三の通産 業省令で定める期間は、オ二十一 条オ一またはオ二に掲げる作業については六月、オ三またはオ四に掲げる作業については三月（請負夫に従事する同条オ一またはオ二に掲げる作業の実施に伴う場合にあつては、六月）とする。

石炭局才 751 号

昭和 34 年 月 日

福 岡

通 産 業 局 長 殿

通産 業省石炭局長

石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく請負夫の使用に
関する承認制度の運用について

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和 30 年法律才 154 号）才 57 条の 3 の規定による承認については、下記の点に留意して、その円滑な実施を図つて下さい。

記

1 承認の基準

次の各号の一に該当する請負夫の使用については承認しないものとする。

(1) 採炭作業の実施、採炭切羽の進行に伴う掘進および仕組作業等経営的な作業についての請負夫の使用であり、かつ、その使用によつて、石炭鉱業における坑内作業に請負夫を使用する傾向が一般的なものとなり、または一般的なものとなるかそれがあるとき。

(2) 当該請負夫の使用に伴い、多数の雇用労働者、その他の鉱山労働者が職域を余剰なくされ、石炭鉱業における鉱山労働者、および炭鉱離業者の雇用の安定が著しく阻害されることとなるとき。

(注) 11 には、起業工事および同様の性格の工事の実施

のための作業は原則的には経常的でないものと考えられるので、一般的には承認することができる。また専門的技術を必要とする探鉱施設または掘進施設等の設置および試運転の作業、災害、事故等のため臨時に必要となつた作業等も原則的には経常的でないものと考えられるので、一般的には同様である。また、石炭坑における一卸全城程度以上の範囲についての集積作業は原則的には石炭鉱業における坑内作業に請負犬を使用する傾向を一般的なものとするおそれがないものと考えられるので、承認することができる。

また 12 には多数の鉱山労働者が離職した場合であつても特に立地条件、雇用事情等により労働力の調達が困難となつている場合における請負犬の使用は原則的には石炭鉱業における鉱山労働者、および炭鉱離職者の雇用の安定が著しく阻害されることにならないと考えられるので、一般的には承認することができる。

2 承認の実施

申請に対する承認または不承認の処分をしたときは、遅滞なく、様式 1、または様式 2 の通知書を申請者に送付するものとする。

3 報 告

毎月の承認および不承認の処分状況については、翌月の 10 日までに様式 3 の報告書を石炭局長に送付するものとする。

様 式 1

請負犬使用の承認書

番 号
年 月 日

殿

通産産業局長 様

石炭鉱業合理化臨時措置法第 57 条の 2 の規定により昭和 年

月 日申請のあつた 県 登 号に依る

炭坑 坑における請負犬の使用は下記のとおり承認する。

記

- 1 請負作業の種類
- 2 作業の場所
- 3 請負作業に従事する人員
- 4 請負作業の期間

備 考 附図の大きさは 30 ㎝とする。

様 式 才 4

請負夫使用承認申請書

× 整理番号	
× 受理年月日	

年 月 日

逓信局長 殿

申請者

姓

住 所

石炭鉱業合理化臨時措置法才 57 条の 2 の規定により下記のとおり請負夫の使用の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 鉱業権者または田賦権者の氏名または名称
- 2 鉱業権または田賦権の登録番号
- 3 鉱区または田賦区の所在地
- 4 石炭鉱山および石炭坑の名称
- 5 請負夫に従事させようとする作業の種類および場所
- 6 請負夫に従事させようとする期間
- 7 5 の作業に従事させようとする請負夫の人数

備 考 1 用紙の大きさは B 4 とすること
2 ×印の欄は記載しないこと。

維多利亞

維多利亞+瑪麗

瑪麗亞

瑪麗亞

維多利亞+瑪麗亞

一維多利亞+瑪麗亞

維多利亞+瑪麗亞

維多利亞+瑪麗亞

維多利亞+瑪麗亞

控

吳昌碩書

昭和38年11月10日

福州通商產業局
局長部

福州永泰縣郭橋築所文字不
同而義近茲據該會社比日寄銀票所
錄新埋人梅田義隆

吳鑑請檢大作業別調查rmt

昭和38年11月30日附貴盟の件に付御不達の如き天

調査表を別紙の通り報告致し可

炭鉱調査大作業別調査

昭和28年秋

作業別	人員	月 末		人 数	期間別人員
		7月15日末	9月1日末		
坑内	運	8	7		
坑内	炭	6	7		
坑内	炭	3	4		
坑内	炭	6	6		
坑内	炭	6	6		
坑内	炭	29	29		
坑外		27	28		
合 計		16	57		
9月1日以前大作業別内訳					
		坑内	坑外	炭	炭
大石坑	0	7	2	1	11 坑内整理 運炭
海八坑	7	0	2	4	13 坑内炭土運搬
前	7	7	4	6	29

企業名 炭坑炭業株式会社 本社 大分県大分市本町1丁目206
 調査所 大分県炭業株式会社 調査所 大分県炭業株式会社
 昭和28年11月10日 報告者 成田 昭 監査人 梅田 義雄
 報告者 成田 昭 監査人 梅田 義雄

第 10 号

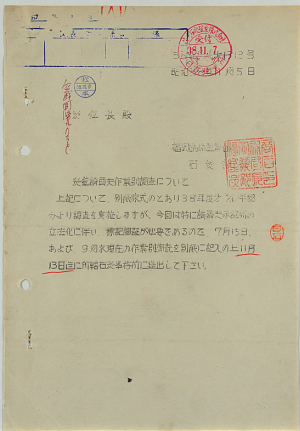
昭和 20 年 10 月 10 日

共同石炭産業株式会社

日吉鉱業所

		上田組		山田組		新	
		7月15日	7月末	7月15日	7月末	7月15日	7月末
坑	振込	8	7	—	—	8	7
	振込	—	—	1	7	6	7
	振込	2	2	1	2	3	4
	振込	4	4	2	1	6	5
外	振込	5	5	1	1	6	6
	振込	—	—	—	—	—	—
	計	19	18	10	11	29	29
	振込	10	11	17	17	27	28
	計	29	29	27	28	56	57





1. 結構的觀察

この協会は、東京府古紙協会の協賛で東京府紙(紙協協賛4265号)として実施し、昭和24年における消費実態等調査は、東京府紙協会の協賛で、調査大東京府紙協賛4265号として、あわせて資料の作成に努めることと定めています。

2 磁滞回率

その建設は、岩盤を掘削する従来の（石炭坑）全部日利量とします。

3. 四倍体植物

この報告は、臨時中絶法の施行において、中絶手術について認識して下さい。

4. 证明题

調査票は、2週間以上、別紙送達票を封入して郵便局（3、6、9、12月）の窓口10日まで
に必着するように提出して下さい。

5. 各機材の取付位置:

イ、数字は、すべて英数字で入力して下さい

ロ、漢字は、すべて英字に変換して下さい。各記号や特殊記号の記入する場合は直接入力して入力して下さい

ハ、記入する項目がなかった場合は、その項目を空白欄に、訂正の必要が生じた場合は、その項目の横に補正して下さい

ニ、戸名と姓とは、戸名漢字欄と姓漢字欄に入力して下さい

ホ、郵便番号は郵便局と、町・丁目・番地・番地・番地の順に入力して下さい

6. 作動山岳區分

[illegible]

1500 型 電力 1.5kW 4.2/5
2000 型 電力 2.0kW 4.8/6.5

按此請員夫作業別開查

（郵政三月份通知 五 月）

地址	浦东新区南汇区
日期	2010年10月
姓名	王

[illegible]

企業名	日清	代表取締役 社長	日清貿易株式会社 代表取締役社長 日清
事業内容	日清	代表取締役 社長	日清貿易株式会社 代表取締役社長 日清
所在地	東京都中央区	代表取締役 社長	日清貿易株式会社 代表取締役社長 日清

通商口岸省 (1842年11月)

(別表1の様式)

請負人使用承認申請書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

通商産業局長 殿

申請者

住 所

印

右表就業管理化臨時措置法案17条2の規定により下記のとおり
請負人の使用の承認を受理して頂く申請します。

記

1. 就業枚数は租税収着の大きさを示す。
2. 就業指しつけ租税収の登録番号
3. 租税収は租税収の所在地
4. 右表に示す租税収の名称
5. 請負人と従事者との作業の種類および場所
6. 請負人と従事者との期間
7. 作業に従事させようとする請負人の人数

備考

1. 用紙は大きさはB4×320mm
2. X印の欄は記載しない

廠

福岡通商産業局
石炭部長 殿

英田字第163号
昭和33年9月26日



福岡県農林部 指原町大字 英田
大同石炭鉱業株式会社
日吉 鉱業所



増田請負大塚組状況報告

39 福岡県英田1169号を以て御不達の増田請負大
塚組状況調査を別紙の通り報告致します

(別表20様式)

境内請負失稼状況究明

昭和38年7月15日現在

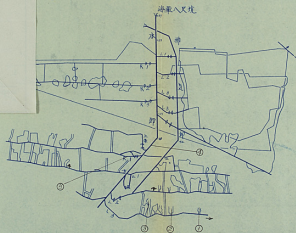
所属項目	労働者数				請負失稼、作業内容と人日数						備 考
	常務	臨時	請負	計	請負人名	作業内容	作業箇所	人数	作業時間		
大倉埠			10	10	山口組	残欠整理	市五片 岸	2	市甲 8時間	符合	①
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		②
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		③
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		④
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		
海軍入港	1	10	19	30	山口組	市五片 岸	市五片 岸	4	市甲 8時間	符合	①
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		②
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		③
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		④
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		⑤
						市五片 岸	市五片 岸	2	市甲 8時間		

昭和38年9月26日 10-8

福岡通商産業局
石炭部長 殿福岡県産物卸売業用大平才田
共同石炭産物株式会社
白告 飯 葉 所

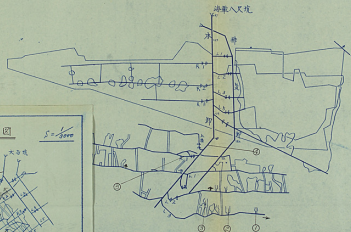
海軍八尺坑 坑內圖

5. 1/1000



海軍八尺坑 坑內圖

$S = \frac{1}{1000}$



大者坑內圖

$S = \frac{1}{3000}$



境内河流鱼类状况调查

河段名称	采样点位置				调查地点				调查内容				备注
	河流名称	河段编号	调查日期	调查时间	调查地点	调查内容	调查方法	调查人员	调查时间	调查地点	调查内容	调查方法	
海入河	(城)河	10	19	30	上河段	调查	在河床中	王明理	上午8时	海入河	调查	调查	调查
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						
						调查	在河床中						

调查

井上誠 (27x)

大正15年 06月 1年 16年
大正16年 1年 17年

柳田泉 (27x)

大正15年 5~6月 1年
大正16年 1年 17年

田上丰蔵 (27x)

大正15年 06月 1年
大正16年 1年 17年

島田茂 (27x)

大正15年 15年 17年

請負失承認申請に係る副申書

1. 氏名および石炭業名									
2. 鉱業権者または製炭権者名									
3. 最近の出炭状況									
	月	月	月	月	月	月	月	月	月
4. 請負失の状況	作業別	現在使用している請負失数	有効承認数	現在承認されている請負失数	今回申請の請負失数	今回申請を承認された場合に承認される請負失数	請負失の比率		
	開 採								
	探 炭								
	運 搬								
	仕 組								
	その他施設内作業								
5. 採内小計									
6. 採外作業									
7. 合 計									

5. 今回請負失を使用する理由と今後の請負作業の見通しおよびこれに対する石民事務所の見解													
6. 最近6ヶ月間の採内労働者雇用状況		月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 計											
		採 用 解 雇 在 籍 数											
(労働者変動状況)													
7. 採内労働者状況	(1) 申請決定において												
	(2) 関係企業体において												
	(3) その他地区において												
8. その他特記事項													
9. 現地調査の有無													

請負夫承認申請に係る副申書

1 炭鉱名および石炭坑名									
2 鉱業権者または製鉄権者名									
3 最近の出炭状況									
4 炭坑内作業状況	作業別	現在使用中の請負夫数 (人)	承認の有無	現在の常備夫数	今回申請の請負夫数 (人)	請負夫計画数 (人)	計画請負夫数 (人)	請負夫の比率 (%)	承認の率 (%)
	掘進								
	採炭								
	運搬								
	仕組								
	その他坑内作業								
炭坑小計									
坑外作業									

5	今回請負夫を使用する理由と以前請負夫作業の見直しおよびこれに対する石炭事務所の意見	
6	最近6ヶ月間の坑内労働者雇用状況 (労働者変動状況)	
7 炭坑内労働者状況	(1) 申請炭鉱において	
	(2) 関係企業において	
	(3) その他地区において	
8	その他特記事項	

註 4 項以降は0が承認された場合の総請負夫数である。

4 項以降は0が承認された場合の常備夫数である。

請負夫承認申請に係る副申書

1. 炭鉱名および石炭坑名

2. 鉱業権者または割当権者名

3. 最近の出炭状況

4. 請負夫利用状況	作業割	現在使用している 請負夫数 (A)	承認の有無	現在 の 常備夫数	今期申請 の 請負夫数 (B)	請負夫 使用 計画数 (C)	計画 常備夫数 (D)	請負夫 の 率 比 (E = B/D)
請負夫利用状況	副産							
	採炭							
	運搬							
	仕組							
	その他 坑内作業							
	坑内小計							
	坑外作業							

5. 今回請負夫を使用する理由と以前の請負作業の経過およびこれに対する石炭事業所の意見

6. 最近6ヶ月間の坑内労働者雇用状況
(労働者変動状況)

7. (1) 申請炭鉱において

(2) 関係企業体において

(3) その他において

8. その他特記事項

注 4 項(B)欄は(B)が承認された場合の総請負夫数である。

4 項(D)欄は(D)が承認された場合の常備夫数である。

作 業 種 別	図 面 番 号	作 業 場 所	既 設 開 閉 及 び 人 員	水 道 申 請 開 閉 及 び 人 員	作 業 内 容
既 設 開 閉 分	掘 掘	竹 敷 坑 杉 谷 本 部 沼 1 万	掘 8 号 1 7.2.5 掘 8 号 2 1.2.7 2 人 × 1 万 = 2 人 2 人 × 1 万 = 2 人 供 給 1 人		
		竹 敷 坑 本 部	掘 8 号 1 8.1.5 掘 8 号 1 1.1.1 号 2 人 × 2 万 = 4 人		
	仕 換	日 吉 一 坑 本 部	掘 8 号 1 8.1.5 掘 8 号 1 1.1.1 号 2 人 × 2 万 = 4 人		
		沼 草 八 尺 坑 本 部	掘 8 号 1 8.1.5 掘 8 号 1 1.1.1 号 2 人 × 2 万 = 4 人		
合 計			2 1 人		
今 回 申 請 分	A	竹 敷 坑 評 定 部		水 道 の 日 よ り 3 号 月 間 〇 2 人 × 2 万 = 4 人 供 給 1 人	坑 道 補 修
	B	日 吉 一 坑 評 定 部		水 道 の 日 よ り 3 号 月 間 〇 2 人 × 2 万 = 4 人 供 給 1 人	"
	C	沼 草 八 尺 坑 評 定 部		水 道 の 日 よ り 3 号 月 間 〇 2 人 × 2 万 = 4 人 供 給 1 人	"
	合 計			1 7 人	

①原則としては認めぬが一部程度以上の全域にあたる場合の本郷、
板根の採炭専断権作業(伴法)は認めぬ。

②土留坑道等(サシ、サシ、サシ等)は承認されるか

③前述の子作作業は採炭作業として承認しない。新たに入れた機具の設置
位置、試掘数は規定ない。

④広域掘進は承認されるか

⑤採炭作業として承認しない

C 掘進作業関係

(1)承認申請の必要

①龍宮等下掘進切斜保坑道の掘進作業は承認する場合にその掘進は
認めらるか

②取掘作業等、発見と要する場合は申請の必要はないが、代り切掘と
作るための掘進作業は申請する。採炭は一般の基準と同様である。

③排水管及びパイプの新設は申請の必要があるか

④排水管は対象外である。スハックは掘進とみなす。

(2)承認の必要

①金庫の掘進は(池田又は石居)承認されるか

②起業に準ずる作業は認められ承認されるか

③片掘坑道の掘進はすべて認められるか

④樹下坑道は承認されるか(ケートは承認されない)

但し、板根、及び天幕地区のケート、及びその混合地帯の坑道は承認
する。向て金庫工事中の一割以上の区域で片掘り坑道がない。片掘り坑道の
掘進は金庫の工事に承認することがある。

⑤金庫の掘進はすべて金庫工事と認められるか

⑥片掘坑道等は含まない。但し、石居掘進は承認される

D 採炭作業関係

①採炭作業はどの程度認められるか

②主要坑道等、採炭作業は認められる。但し掘進、採炭、石居等に
附随するものに工作関係等、設置作業に伴法は承認される。

③採炭は石居のみ

④掘進するものを全てを含む。

E 採炭作業関係

①掘の進行に伴法はない。保坑関係は承認されるか

②原則として承認する。

③新坑の7年間は承認されるか

④承認される

⑤樹木坑、維持費の負担は承認されるか

⑥負担と認めらる。メンテナンスは申請の必要なし。

F 承認制度の運用過程中の(2)に規定する関係はどのように運用するか
①労働者が不足しているため請負人を使用する場合の立地条件、雇用
基準の認可について

②附近に大企業はいるか(適当な労働者を集まらない場合は問題
が発生するおそれのないもの(併合組合その他の機関に依り承認の
対象とする。

但し、絶対数で地域的に不足している区域でも過半数に該当する
ものは認めない。(例一)一部程度以上の区域での現状以外の改善
作業は認めない。

九州地区の請負承認制度に関する質疑応答

A. 全般的問題

1. 承認期間は6ヶ月を超えることは出来ないか。
- ⑤ 6ヶ月を限度としているが期間満了前に承認をもう一度申請すること。
2. 作業が2種以上にあたる場合はどのように申請するか。
- ④ 承認申請書の5項中に併記して申請して差支えない。
3. 説明図の内容はどうなるか。
- ④ 承認申請書5項に記載している内容がよくわかる図面を添附すること。
(例) 坑内図や作業箇所を詳細に記入して申請書の5項と対象出来るようにする。
4. 法施行後開始に発生しているもの処置について。
- ④ 直ちに手続を中止すること。尚9月15日以前から請負承認書を使用しているものでも承認書の処分をすれば請負承認書の使用は不能である。
5. 変更報告はする必要があるか。
- ④ 指定設計や定期的にやってもらう。必要があれば別途お願いすることもある。
6. 作業箇所と人員につき一件の申請書で本邦建設等の追加の申請としないか。
- ④ 差支ない。又人員数は在籍ではない。一日自らの就業人員とする。
要は実情に即した人数とすればよい。
7. 申請の日付はどうするか。
- ④ 既承認の分も現在日付申請と内容は専断と取り記入すること。
8. 係争局の届出との関連はあるか。
- ④ 係争局は係争上の問題であり合理的な法に基いては案件の変更が趣旨であり、直接関係はない。
9. 事務手続期間はどの程度か。
- ④ 随時な問題であれば二週間程度としたい。特に問題なければ一ヶ月前に申請してもらえばよいと見よう。
10. 人数や作業別に考えて超過した場合はどうするか。
- ④ 申請内容に厳格性をもちて申請すること。
11. 作業期間は何日以上のものが申請の対象となるか。
- ④ 1日でも対象になる。
12. 両承認は当初から見られる場合でも差支えないか。
- ④ 差支ない(立坑等)。

B. 承認申請の必要の有無

1. ホーリングは申請する必要があるか。
- ④ ホーリングのみの申請は必要ない。

2. 坑道(片掘)の撤収は申請の必要があるか。

- ④ 掘進機、運搬機、仕様の四作業に入るものは申請の必要はない。

例(1)

左片掘と採炭している場合左片掘の扇風機の撤収は申請の必要はない。但し炭炭運搬機等に伴うものはその該当する作業と申請が必要。

(2)

初期に近接した掘削は採炭作業に見なす。

(3)

ゲート坑道を使用して採炭している場合、次のホーリングに移行した場合の前後ゲートとの間の片掘坑道の撤収は(1)に準じて取扱う。

3. 人員増及及び作業個所の変更は申請の必要とするか。

④ 申請を行うこと。

但し作業内容の区別により3ヶ月間に作業箇所の変更が予想されるものについては、予想される区域についてその旨を申請書に記載しおけばよい。

4. 工作物の設置及び関連作業は申請の必要があるか。

④ 承認の対象である。

5. 溝を掘る及びポンプ等は申請の必要があるか。

④ 対象外である。

6. ゲート坑道におけるコンベヤー関係は申請の必要があるか。

④ 工作物と見なし、申請の対象としない。

7. 採り荷降下は承認後では間に合はないか。その場合承認申請を必要とするか。

④ 緊急の場合は必要ないという旨を申し出ること。申請の要否については、石炭事務所又は通商局の指示を受けること。

C. 承認の有無

1. 在籍していない場合の採坑は承認されるか。

④ 仕様、運搬機等があれば申請すること。原則として承認する。

2. 次の準備のための構設の撤収(コンベヤー等を含む)は承認されるか。

④ 原則として承認しない。

3. 細小能率の炭鉱でも承認基準は緩やかか。

④ 変らない。但し一ヶ月程度以上の撤収は採炭作業と認められる。

B. 採炭作業関係

4. 採炭はどの程度承認されるか。

- ① 原則としては認めぬが一部程度以上の全域にわたる場合の本線、横越の採炭等撤収作業に伴うものは認める。
- 2. 土砂充填作業は(サンドパン等)は承認されるが
- ③ 普通の平素作業は採炭作業として承認しない。新たに入れた機密の設置及び試運転等は差支ない。
- 3. 応巾掘進は承認されるか
- ④ 採炭作業として承認しない

C. 掘進作業関係

(1) 承認申請の必要の有無

- 1. 前記等下採炭切羽準備掘進の掘進が先を要する場合はその掘進は認められるか
- ② 取掘作業等で警戒を要する場合は申請の必要はないが、代り切羽を作るための掘進作業は申請とする。所承認は一般の基準と同様である。
- 2. 排水溝及びバックの新設は申請の必要があるか
- ③ 排水溝は対象外である。又バックは掘進とみなす。

(2) 承認の有無

- 1. 巻揚の掘進は(岩石又は岩層)承認されるか
- ② 掘進に伴う作業は認め、原則として承認する。
- 2. 片盤掘進の掘進はすべて認められるか
- ③ 盤下掘進は承認出来るがケーブ掘進は認めない。但し扇石、及び天串地区のやう度、及び炭の混合地帯の掘進は承認する。向、起炭工事中の一割以上の区域で切羽のつかない岩層掘進の掘進は、検討の上承認することがある。
- 3. 正常出炭掘進までは全工事と同等と認められるか
- ④ 片盤掘進等は含まない。但し扇石掘進は承認する

D. 運搬作業関係

- 1. 運搬作業はどの程度認められるか
- ② 主要坑道等臨時的なものは認めない。但し掘進、採炭、仕置等に所備するもの主に工作関係等々の設置作業に伴うものは承認する。
- 2. 運搬は石炭のみか
- ③ 運搬するものを全てを含む。

E. 仁操作業関係

- 1. 掘の進行に伴はない保坑関係は承認されるか

① 原則として承認する。

2. 新坑のアーチ等は承認されるか

③ 承認する。

3. 掘坑の維持等のための保坑は承認されるか

④ 採炭と認める。カンパ方等は申請の必要なし。

F. 承認制度の運用通牒中の(2)に規定する関係はどのように運用するか

- 1. 労働者が不足しているため請負夫を使用する場合の立地条件、雇用事情の認定について

- ② 周辺に失業者はいるが適当な労働者が集まらない場合は問題が発生するおそれのないもの(労働組合、その他の機関)に限り承認の対象とする。但し絶対数から地域的に不足している区域でも通牒(1)に該当するものは認めない。(例)一部程度以上の区域での撤収以外の残炭作業は認めない。

瀬田通商産業局

局長 沖田 守殿

昭和 年 月 日

福岡県瀬田通商産業局 宛

九州石炭工業株式会社

日 吉 鉱 業 所

請負夫使用承認延期申請

理 由 書

当日吉鉱業所の海軍入尺坑は、その主要施策区域の採掘も昨年10月頃殆んど完了し、本部及排気卸の保護炭柱のみを残留する形状となつたので、該卸の撤収と共に併し保護炭柱引きも請負夫を以て実施する計画に決まっております。

当時日規定炭量は施策区域の中央にあるオ田川断層を基線として、深部に約1,000ト、肩部は2,000ト、合計3,000トと推定して、日産20ト（採炭夫6人）月産500トの6ヶ月計画にて申請したのであります。然し乍ら現在迄の推移は、断片深部の撤収と炭柱引きを終了したため、断片肩部は未着手であります。かゝる現状でありますので、延期申請をお願いする理由であります。

かように計画との相違の理由は、出炭、人員等は略計画通りで、しか、可採炭量が予想外に多（深部部）（843倍）との増加原因は、崩石の崩石増存在が20%の増分の約40%の実績を示し、且又実収率40%に対し60%の向上を遂げたこと、即ち自然條件の良と相俟つて人為的な採掘率の向上に所因するからであります。かくの如く、坑内條件の变化が、前記の如く肩部に

昭和 年 月 日

福岡県福岡市東区春日丘

共同石炭鉱業株式会社

日吉鉱業所

域の徴収作業と之に伴う採炭が終了しましたので、今回
再度承認して戴きたく申請致す次第であります。
その期間は前部が推定炭量 2,000 トンに対し、月産 500
トンありますので、4ヶ月延長をお願い申し上げます。
御認可の上は御指示通り実施致します。

昭和44年5月25日

日吉炭鉱

鉱業代理人 梅田義雄

諸負夫承認申請に係る副申書

1. 炭鉱名および石炭坑名

2. 炭業地番または積炭権番名

3. 最近の出現状況

作業別	現在使用中 諸負夫数	有効 承認数	現在承認 している 諸負夫数	今回申請 の 諸負夫数	今回申請 を承認 した場合 の諸負夫 承認数 (仮)	諸負夫 の 比率 (%)
4. 掘 進						
諸 採 炭						
運 搬						
使 仕 補						
用 其 他 坑内作業						
計 坑内小計						
坑外作業						
合 計						

5. 今回諸負夫を使用する理由と以前の諸負夫作業の見直しおよびこれに対する石炭事業所の意見

6. 最近6ヶ月間の坑内労働者雇用状況

(労働者変動状況)

7. (1) 申請炭坑において

(2) 関係企業において

(3) その他において

8. その他特記事項

9. 現地調査の有無

月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 計

採 掘

雇 用

在 勤 数



工事請負契約書

共同青島電機株式会社 日島建築所

(以下甲と稱する)と 日新地下工事株式会社

(以下乙と稱する)との間に工事請負に關し下記の条を締結す

記

第一條 甲は乙と工事名明請負金概受の工價について次の條を定める

- (1) 工事名目 海八坑撤収工事 (撤収機炭1台と)旧工事完成の場合、工事完成後自動的に期間延長は認めない。
- (2) 工事金額 別紙に定む
- (3) 工事着手年月日 昭和40年8月1日
- (4) 工事完成年月日 昭和40年10月31日

第二條 乙は本契約に基き甲が早展示の明細仕度及び計画により工事を完了するものと之について設備と先じたときはすべて甲の所有により工するものとす

第三條 甲は乙に對して工事材料として物品仕度書材料を供給する

乙は支給材料については善良なる管理に從事し損耗と認められし場合は損耗した場合は損耗を賠償しなければならぬ

第四條 設備に金銭引当金を甲の指定する金額に充てるものとする

甲は毎月一日迄その上工事進捗内に達し乙に内附することが出来る

甲がこれを怠りしと認めしうるときは甲がこれを怠りしと認めるものとする

第五條 乙は必要ある場合には工事を中止し又は工事内容を変更する事項がある。この場合該金銭又は工事を中止する必要があるときは甲は該金銭を返還するものとする

甲は中止の理由を通知し金銭を返還する義務を負ふものとする

第六條 乙は自己の責任で工事期間により工事完了し遅延したときは延滞金として一日につき該金銭の 分の一を賠償代金として罰せられるものとする

第七條 乙が交付する報告により工事を中止する場合は甲は該金銭より延滞金を減する代金を乙に交付し、該金工事を中止すること、が賠償に充てられ、甲が賠償を拒む場合は乙は自己の責任を負ふものとする

第八條 乙の責任は、乙が責任を負ふに於ては甲が該金銭を交付するものとす

第九條 乙が工事に當りしは該金銭と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙が該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十條 天災等の不可抗力により、工事は完了し得ない場合は乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十一條 乙が工事に當りしは該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙が該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十二條 乙が工事に當りしは該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙が該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十三條 乙が工事に當りしは該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙が該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十四條 乙が工事に當りしは該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙は該金と該金工事は甲が交付するものとす。乙が該金と該金工事は甲が交付するものとす。

第十五條 この規定は、その職員が本工事に關する一切の事務に關して發する指示命令に對しては該職員に對しては効力を有する。

第十六條 この工事に關するの事務を處理する場合には、該事務に關しては、該事務の主管の承認を必要としない。

第十七條 本工事に關するの費用に關するの事項は、該事務の主管の承認を必要とする。但し、該事務の主管の承認を必要とする事項は、該事務の主管の承認を必要とする。

第十八條 本工事に關するの費用に關するの事項は、該事務の主管の承認を必要とする。但し、該事務の主管の承認を必要とする事項は、該事務の主管の承認を必要とする。

第十九條 本工事に關するの費用に關するの事項は、該事務の主管の承認を必要とする。但し、該事務の主管の承認を必要とする事項は、該事務の主管の承認を必要とする。

第二十條 本工事に關するの費用に關するの事項は、該事務の主管の承認を必要とする。但し、該事務の主管の承認を必要とする事項は、該事務の主管の承認を必要とする。

昭和 40 年 6 月 1 日

共同石炭採掘株式会社 日暮館事務所

所長 梅田 茂雄

目新地下工業株式会社

社長 上田 孝考

海入抗獣対策経費

○ 獣対策

1. 飼料獣対策

6月 ~ 9月 700円

10月 ~ 12月 1050円

2. 軌条獣対策

10月 ~ 12月 5月 270円

15月 ~ 12月 10月 400円

○ 獣対策

炭火課検査に依る

2月 5月 正味1頭 0.65円

3月 5月 正味1頭 0.56円

出炭枚数 × 1.750円

(資材費及労費一切含)

○ 別科工事 (合計指示)

・ 各種種実通

常用費及種取種資金 × 90%

及諸獣30%支給原則とする。

○ 此外

炭火及硬処理

・ 畜産工務課

男 415円

女 300円

諸獣 20% 支給

但し、常用費及種取種資金は通り

第十の款に同附について協議に定めない事項が発生した場合必要に応じて甲乙協議の上決定するものとす
本協定の趣意にて本協定書を作成し甲乙それぞれ各一紙と捺印する

昭和40年2月15日

共同石炭鉱業株式会社 日吉鉱業所

所長 梅田 異雄

日新地下工業株式会社

社長 上田 孝 彦

竹藪坑掘進及補修工事估計單價表

一名駁雜比共通

常用方物者駁雜賃金 $\times 90\%$ 及諸指
30%支給の原則に付す。



工事請負契約書

共同建設電機株式会社 日老能業所

(以下甲と略する) 日新地下事業株式会社

(以下乙と略する) の間に工事請負に關し下記の五、條を訂す

記

第一條 甲は乙と工事名目請負金額並に工期について次の通り定める

- (1) 工 事 名 目 日老一坑 撤収工事 (但工事完成の場合工事完成後、自動的に撤回)
(並に1600kV)
(2) 工 事 金 額 別紙 品 定 書
(3) 工事着手年月日 昭和 40 年 6 月 20 日
(4) 工事完成年月日 昭和 40 年 9 月 19 日

第二條 乙は本契約に於いて甲の指示に従ひ該工事に關する一切の責任を負ふものとす

第三條 乙は乙の責任で工事材料として物價の安否を決定する

乙は本契約に於いては善良なる管理者の注意と同一の注意を以て該工事に關する一切の責任を負ふものとす

甲は乙の責任で工事材料として物價の安否を決定する

乙は本契約に於いては善良なる管理者の注意と同一の注意を以て該工事に關する一切の責任を負ふものとす

第四條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

甲は乙の責任で工事材料として物價の安否を決定する

第五條 乙は自己の責任で工事材料として物價の安否を決定する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第六條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第七條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第八條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第九條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第十條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第十一條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第十二條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第十三條 乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する。乙は必要と認むる場合には工事中止又は工事再開を決定する権利を有する

第三十条 本法に基き工事を実施する労働者と関係する場合は、前項第三号について、労働関係の上昇の承認を必要としない。

部士の發工直受了。心機部人に延集者何人否。在士上は成中の如何也。此を以て日直士に報告の言葉を以て轉達せしむ。

用と負担になければならぬ。

乙が其の階層の責に任ずる

とが以上掲げる條項に違反したとき又は別段工事完成の見込がないものと認められた時は甲は本契約を解除することが出来る

基本契約について疑義或は定めない事項が発生した場合必要に応じて甲乙協議の上決定するものとする

本契約の証として本書二通を作成し甲乙それぞれ各一通を保管する

昭和40年 1 月 20 日

所長

梅田 英雄

社長

上田孝

社長

~ 坑撒 12 单 伍 走

。撒 12 费

1. 鋼棒撒 12

6R ~ 9R 700%

10R ~ 15R 1,050%

2. 執索撒 12

10K L-12 5m 270%

15K L-12 10m 400%

。各取種使用单伍

各取種共通

常用另 2 各取種須食 $\times 90\%$

及 5 拾 30% 支給 台原則時。

。坑 外

坑 外 及 破 規 理
(看 到 工 教 社)

男 415%

女 300%

端 掛 20% 支給
(但 L 基外常用另 2 看規走通)